

令和6年度ゼロカーボンシティふるびら推進戦略策定支援業務  
プロポーザル仕様書

1 事業目的

古平町では、令和2年(2020年)2月3日に、2050年までに町内の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組むことを北海道内の自治体で初めて宣言した。

「ゼロカーボンシティ」実現に向けた地域戦略として、「古平町地域エネルギービジョン」(以下、「ビジョン」という。)を令和2年1月に策定したが、国内外における大きな社会情勢の変化への対応と地域振興を勘案し、ゼロカーボンに寄与する具体的な事業戦略を策定する必要がある。

事業戦略策定にあたっては、地域資源と地域資金の循環の観点から、町内の主要産業ならびに暮らしに寄与する持続可能な方策を町内事業者、町民ならびに関係機関との対話を通じて検討を行う。

2 業務内容

(1) エネルギー消費、温室効果ガス排出に関する現状把握

- ・古平町の事務事業に係るエネルギー消費状況を調査により把握する。
- ・2023年度における町内のエネルギー消費状況を部門別(家庭部門、運輸部門、産業部門、業務その他部門)にアンケート調査も活用して把握する。
- ・エネルギー消費状況調査結果をもとに温室効果ガス排出状況を把握する。
- ・エネルギー消費状況、温室効果ガス排出状況から地域特性、課題等を考察する。

(2) ゼロカーボンに向けたエネルギー利用等調査

- ・「ビジョン」の調査結果を踏まえつつ、エネルギー利用の効率化対策、町内で利用可能な地域エネルギー資源の把握・精査を通じた、再生可能エネルギーの導入可能性を考察する。
- ・地域産業活性化と健康で快適な暮らし創出に向けた課題抽出結果と地域資金循環等の観点から、ゼロカーボンに寄与するエネルギー利用の可能性を考察する。
- ・省エネルギー対策からゼロカーボンに繋がる事業の可能性を考察する。

(3) 事業戦略策定

- ・「ビジョン」で示した実現方策のうち、実現性と効果の観点から重点的に推進すべき事業を考察する。
- ・1)、2)の結果を踏まえ、町内の主要産業並びに暮らしに寄与する事業を考察する。
- ・上記考察をもとに、ゼロカーボンへの寄与、防災性、地域活性化等、多面的な観点か

ら定量的、定性的な評価を行い、2030年度までの「ゼロカーボンシティ・ふるびら事業戦略」（以下、「事業戦略」という。）としてまとめる。

- ・国等の補助事業の積極的な活用を図るため、各手法に活用可能な補助事業と条件等を整理すること。

- ・令和7年度から実施できる事業候補案（F/S調査を含む）を、令和6年12月までに提示し、継続的に本町と協議を行うこと。

#### （4）「地方公共団体実行計画」改定

- ・1）、2）、3）の結果を踏まえ、事務事業編ならびに区域施策編を改定する。なお、「事業戦略」と「地方公共団体実行計画」は一体としてまとめる。

#### （5）事業戦略策定協議会運営支援

- ・町民、町内事業者、関係機関、有識者で組成する協議会において「ゼロカーボンシティ・ふるびら」実現に関する対話を行いつつ「事業戦略」を策定するものとし、3回程度を予定する協議会の運営に関して支援を行う。

#### （6）先行事例調査

- ・「事業戦略」策定にあたって参考となる先行事例を複数調査し、そのうち2か所以上（少なくとも道内1か所、道外1か所）を対象にヒアリングを実施する。ヒアリング方法は協議によって決定する。

#### （7）「事業戦略」編纂

- ・本編、概要版を編纂し製本する。本編はA4判縦60頁程度、概要版はA3二つ折り両面を基本とするが、協議によって仕様を決定する。

### 3 成果品

- ・「事業戦略」本編：20部
- ・「事業戦略」概要版：100部
- ・業務報告書：3部
- ・成果品電子データ：1式（DVDまたはCD）

### 4 業務上の留意事項

- （1）業務内容の詳細については、企画提案書の内容を基本として、古平町と受託候補者が協議して決定する。
- （2）本業務は、経済産業省の補助事業「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」交付要綱等に基づき実施するものであり、本交付要綱等を遵守すること。

また、本業務の公告時点においては、上記補助金の交付決定前であり契約準備行為としてプロポーザルを行っている関係上、交付決定を得られなかった場合は、プロポーザル自体を中止することがあります。

なお、その場合においても、提出書類の作成、提出等に要する経費に対する補償は行いません。

- (3) 本業務において、業務の終了後も含めて、今後補助事業の管理団体や会計検査院の検査対象となる場合があるので、受託者は検査等に積極的に協力すること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を遵守すること。
- (5) 受託者は、業務の実施にあたって、本町と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、業務を進めるとともに、目的達成のために最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い支援を行うこと。
- (6) 本業務の遂行上必要な資料の収集等は、原則として受託者が行う。ただし町が所有し業務に利用できる資料は貸与可能とする。受託者は貸与された資料について、損傷及び紛失がないよう十分取扱いに注意し、業務完了時まで返却すること。また、貸与を受けた資料は本町の許可なく外部に漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、本業務で知り得た事項および関連資料を当該業務に関わる者以外に漏らしてはならない。
- (8) 本業務契約に基づいて作成された成果品の著作権は、本町に帰属する。
- (9) 本業務に当たっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。やむを得ず第三者が著作権を有する映像、意匠、ソフト等を使用する場合には、あらかじめ本町と協議の上、著作権法に定められた手続きによること。
- (10) 本仕様書に記載していない事項又は疑義が生じた場合には、町と協議の上、対応を行うこと。